

2024年度①

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法①

I 約束手形の善意取得の要件について説明しなさい。(150字以内) (20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(80点)

〔1〕 甲株式会社(以下「甲社」という)は会社法上の公開会社であり、上場会社である。甲社は、種類株式発行会社ではなく、単元株制度を採用していない。甲社の定款には、株主総会における議決権行使の代理人資格を当該株主総会における議決権を有する他の株主に限る旨の定め(以下「本件定款規定」という)と、定時株主総会における議決権行使の基準日を当該定時株主総会開催年の3月31日とする旨の定めがおかれている。

令和5年4月、基準日時点において6ヶ月以上にわたり甲社の発行済株式の10%を保有する乙株式会社(以下「乙社」という)は、同年6月の甲社定時株主総会(以下「本件総会」という)終結の時に任期満了となる甲社代表取締役Aに代えて、乙社の従業員であるB(甲社株式を保有していない)を取締役の候補者として本件総会に提案(以下「本件株主提案」という)することを予定し、法定の期間内に甲社に対し議案要領通知請求権を適法に行使した。甲社は、適法な取締役会決議を経て会社提案としてAを取締役候補者として再任する旨の議案を本件総会に提案(以下「本件会社提案」という)することを決定した。両者の提案は、本件総会の招集通知とともに株主に適法に送付された。

本件総会に先立ち、乙社は、Bに対し、本件株主提案に賛成し、本件会社提案に反対するよう指示して、委任状を交付した。本件総会当日、Bは、乙社が交付した委任状を持参して会場の受付に現れたが、甲社は、本件定款規定を理由としてBを入場させなかった。

本件総会において、甲社は、乙社からの本件株主提案はなかったとして、本件会社提案のみを審議に付し、これが可決(以下「本件決議」という)された。もっとも、本件決議は僅差で可決されており、仮にBによる乙社の議決権行使が認められていたならば本件会社提案は否決されていたはずであった。

本件決議直後の時点で、乙社の立場から本件決議の効力を争う方法について説明し

た上で、乙社の請求が認容されるかについて論じなさい。(40点)

[2] X株式会社(以下「X社」という)は会社法上の公開会社であり監査役設置会社である。X社の資本金額は1億円、資産総額は30億円、負債総額は10億円である。X社の取締役会は、代表取締役社長P、取締役副社長Q、専務取締役R、常務取締役S、社外取締役Tによって構成されているが、X社の経営方針をめぐって取締役会の内部ではP派(P及びR)とQ派(Q及びS)が厳しく対立していた(Tは中立)。X社の定款には取締役会の決議要件に関する別段の定めは設けられていないが、X社の定款に基づいて策定された取締役会規則には、帳簿価格1000万円以上の財産の処分については取締役会の承認を要する旨の定めが存している。

Pは、X社の事業に必要な資金を得るため、X社を代表し、X社が長年保有してきた帳簿価格1億円の土地(以下「本件土地」という)を、取引先のY株式会社(以下「Y社」という)に1億円で譲渡する契約(以下「本件契約」という)を締結した。

本件契約の承認のため臨時取締役会(以下「本件取締役会」)を招集するに際し、Pは、Q派の反対を危惧し、Q及びSの2人だけには招集通知を发出しないように指示した。そのため、Q及びSの両名は本件取締役会の開催について事前に知ることができなかった。本件取締役会にはP、R及びTの3名が出席し、P及びRの賛成により本件契約を承認する決議(以下「本件決議」という)が可決された(Tは棄権)。

本件契約および本件決議について後に知ったQ及びSの立場から、X社が、Y社からの本件土地の引渡し請求を拒むための理論構成について説明しなさい。(40点)

以上